

令和元年9月

伊那市議会定例会議案書

令和元年9月2日

令和元年9月伊那市議会定例会議案目次



議案第1号	財産（土地）の取得について……………	4
議案第2号	財産（土地）の取得について……………	6
議案第3号	委託協定の変更について……………	8
議案第4号	市道路線の認定について……………	9
議案第5号	伊那市長谷有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例……………	10
議案第6号	伊那市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例……………	11
議案第7号	伊那市印鑑条例の一部を改正する条例……………	13
議案第8号	伊那市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例……………	15
議案第9号	伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例……………	16
議案第10号	伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例……………	26
議案第11号	伊那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例……………	28
議案第12号	伊那市誌編さん委員会条例……………	29
議案第13号	伊那市下水道条例の一部を改正する条例……………	31
議案第14号	伊那市営バス運賃及び料金等徴収条例の一部を改正する条例……………	32
議案第15号	平成30年度伊那市一般会計歳入歳出決算認定について……………	33
議案第16号	平成30年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて……………	34
議案第17号	平成30年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算 認定について……………	35
議案第18号	平成30年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて……………	36
議案第19号	平成30年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	37
議案第20号	平成30年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて……………	38
議案第21号	平成30年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計歳入歳出決算認 定について……………	39

議案第22号	平成30年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算 認定について……………	40
議案第23号	平成30年度伊那市下水道事業会計資本金の額の減少及び決算認定 について……………	41
議案第24号	平成30年度伊那市自動車運送事業会計決算認定について……………	42
議案第25号	令和元年度伊那市一般会計第3回補正予算について……………	43
議案第26号	令和元年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第1回補正予算 について……………	44
議案第27号	令和元年度伊那市介護保険特別会計第1回補正予算について……………	45
議案第28号	令和元年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第2回補正予算に ついて……………	46

財産（土地）の取得について

下記のとおり財産（土地）を取得することについて、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 47 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 地番 | 伊那市西箕輪 2 1 4 8 番 4 3 ほか 2 1 筆
(別記のとおり) |
| 2 | 地目 | 畑 |
| 3 | 地積 | 3 8, 9 1 2. 9 9 平方メートル |
| 4 | 取得予定価格 | 1 4 3, 7 8 2, 1 1 9 円 |
| 5 | 相手方 | 
 ほか 1 2 人
(別記のとおり) |

令和元年 9 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

伊那インター工業団地の拡張用地として取得するため、提案するものであります。

(別記)

取得する財産(土地)の一覧

地番	地目	地積(m ²)	相手方	
			住所	氏名
伊那市西箕輪2148番43	畑	1,513.52	██████████	██████████
伊那市西箕輪2148番140	畑	1,346.75	██████████	██████████
伊那市西箕輪2148番42	畑	2,125.60	██████████	██████████
伊那市西箕輪2148番141	畑	1,877.73	██████████	██████████
伊那市西箕輪2148番37	畑	1,426.73	██████████ ██████████	██████████
伊那市西箕輪2148番142	畑	1,271.62	██████████ ██████████	██████████
伊那市西箕輪2148番34	畑	2,325.42	██████████	██████████
伊那市西箕輪2148番143	畑	2,052.39	██████████	██████████
伊那市西箕輪2148番33	畑	1,470.51	██████████	██████████
伊那市西箕輪2148番144	畑	1,306.14	██████████	██████████
伊那市西箕輪2148番30	畑	1,895.47	██████████	██████████
伊那市西箕輪2148番145	畑	1,666.52	██████████	██████████
伊那市西箕輪2148番29	畑	1,460.63	██████████	██████████
伊那市西箕輪2148番146	畑	1,329.96	██████████	██████████
伊那市西箕輪2148番28	畑	1,425.46	██████████	██████████
伊那市西箕輪2148番147	畑	1,293.83	██████████	██████████
伊那市西箕輪2148番167	畑	67.12	██████████	██████████
伊那市西箕輪2148番224	畑	4,271.24	██████████	██████████
伊那市西箕輪2148番223	畑	3,934.41	██████████	██████████
伊那市西箕輪2148番222	畑	1,532.36	██████████	██████████
伊那市西箕輪2148番221	畑	893.20	██████████	██████████
伊那市西箕輪2148番220	畑	2,426.38	██████████	██████████
合計	22筆	38,912.99		

財産（土地）の取得について

下記のとおり財産（土地）を取得することについて、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | | |
|---|--------|--|-------------------|
| 1 | 地番 | 伊那市野底8268番653 | ほか10筆
(別記のとおり) |
| 2 | 地目 | 原野、公衆用道路、山林及び宅地 | |
| 3 | 地積 | 11,485.31平方メートル | |
| 4 | 取得予定価格 | 98,000,000円 | |
| 5 | 相手方 | [redacted]
[redacted]
[redacted] [redacted] ほか1人
(別記のとおり) | |

令和元年9月2日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

六道原工業団地の拡張用地として取得するため、提案するものであります。

(別記)

取得する財産(土地)の一覧

地番	地目	地積(㎡)	相手方	
			住所	氏名
伊那市野底8268 番653	原野	959.00	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■
伊那市野底8375 番3	原野	1,290.00	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■
伊那市野底8375 番155	原野	1,996.00	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■
伊那市野底8375 番156	公衆用 道路	264.00	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■
伊那市野底8375 番225	原野	103.00	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■
伊那市野底8522 番5	山林	1,432.00	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■
伊那市野底8522 番7	山林	366.00	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■
伊那市野底8522 番9	宅地	65.47	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■
伊那市野底8522 番10	宅地	11.84	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■
伊那市野底8375 番151	原野	4,667.00	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■
伊那市野底8375 番157	原野	331.00	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■
合計	11筆	11,485.31		

委託協定の変更について

平成29年11月14日付けで締結し、令和元年6月24日付けで変更した荒井富士山橋補強工事に関する協定について、下記のとおり変更するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

協定金額

変更前	175,579,245円
変更後	175,222,548円

令和元年9月2日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

平成29年11月14日付けで締結し、令和元年6月24日付けで変更した荒井富士山橋補強工事に関する協定について、協定金額を変更するため、提案するものであります。

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-2527	日影指定558号線	日影 644番9先	日影 644番5先		メートル 45.7	メートル 6.0
I-2528	日影26号線	日影 900番11先	日影 900番12先		173.0	6.0

令和元年9月2日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、宅地造成により整備された道路であり、市民の日常生活に特に重要であるので、提案するものであります。

伊那市長谷有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例

伊那市長谷有線テレビジョン放送施設条例（平成 20 年伊那市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「54,000 円」を「55,000 円」に改める。

第 8 条第 2 項中「2,700 円」を「2,750 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の第 6 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に伊那市長谷有線テレビジョン放送施設（以下「施設」という。）への加入の許可を受けた者に係る加入金について適用し、同日の前日までに施設への加入の許可を受けた者に係る加入金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第 8 条第 2 項の規定は、令和元年 10 月分以後の施設の使用料について適用し、同年 9 月分までの施設の使用料については、なお従前の例による。

令和元年 9 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那市長谷有線テレビジョン放送施設の加入金及び使用料を改定するため、提案するものであります。

伊那市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(伊那市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 伊那市職員の分限に関する条例(平成18年伊那市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 伊那市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年伊那市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第47条中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第48条第3項中「、若しくは失職し」を削る。

第49条第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第51条中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第52条第1項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第60条第4項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「第47条の」を「同条の」に改める。

(伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例(平成18年伊那市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附則第18項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(伊那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 伊那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年伊那市条例第202号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第21条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

令和元年9月2日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市印鑑条例の一部を改正する条例

伊那市印鑑条例（平成 18 年伊那市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第 6 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第 30 条の 16 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第 6 条第 1 項第 2 号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第 7 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

- (4) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

第 13 条第 6 号中「氏又は」を「氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）若しくは」に改める。

第 16 条中「第 3 条第 2 号」を「第 6 条第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 11 月 5 日から施行する。

令和元年 9 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

第 16 条を第 17 条とし、第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（支給審査委員会）

第 16 条 市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する必要があると認めるときは、法第 18 条の規定に基づき、伊那市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 委員会の組織、任務その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 9 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 27 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊那市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第 5 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第 13 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 6 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 4 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 5 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 7 条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 8 条中「支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 7 条第 2 項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。）」に改める。

第 9 条の見出し及び同条第 1 項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 2 項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第 10 条及び第 11 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5万7,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、7万7,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当

するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう」に改め、「この項」の次に「、第19条及び第36条第3項」を加え、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条の見出し並びに同条から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」

に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定め

る基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「）の数を」を「）の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を、「B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「にあつては、その利用定員の数を」を「にあつては」に、「附則第6項」を「附則第4項」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「前項の選考方法」を「同項の選考方法」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項各号列記以外の部分中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども（」を「満3歳未満保育認定子ども（」に、「支給認定こどもにあつては」を「満3歳未満保育認定子どもにあつては」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に、「第1項本文」を「第1項」に、「第1項第1号」を「同項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項中「、前項本文の規定にかかわらず」を削り、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときには、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を削り、「支給認定

保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項中「施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。））」とあるのは「地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。））」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。））」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地

域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げ

るものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする」に改める。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

附則第2項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育園（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育園における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則中第4項の前の見出し、同項及び第5項を削り、第6項を第4項とする。

附則第7項中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「第42条第1項本文」を「第42条第1項」に、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第5項とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月2日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行に伴い、
所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊那市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第17条第2項第3号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「附則第3項において同じ。」を削る。

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第46条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第４項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「５年」を「１０年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年９月２日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成３１年厚生労働省令第４９号）の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊那市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 2 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 9 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 50 号）の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市誌編さん委員会条例

(設置)

第1条 本市の歴史的変遷を顧み、市民の郷土に対する関心と愛着を一層深めるとともに、市政の発展に資する市誌の編さんを推進するため、伊那市誌編さん委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市誌の編さん計画に関すること。
- (2) 市誌の編集及び刊行に関すること。
- (3) 資料の収集、調査及び保存に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市誌の刊行が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月2日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那市誌編さん委員会を設置するため、提案するものであります。

伊那市下水道条例の一部を改正する条例

伊那市下水道条例（平成 18 年伊那市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 4 号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第 12 条第 1 項第 4 号オ中「エまで」を「オまで」に改め、同号オを同号カとし、同号中イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第 12 条第 2 項中「前項第 4 号ウ」を「前項第 4 号エ」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

令和元年 9 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市営バス運賃及び料金等徴収条例の一部を改正する条例

伊那市営バス運賃及び料金等徴収条例（平成 18 年伊那市条例第 207 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「210 円」を「220 円」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 3 条関係）

普通旅客運賃表

				戸台口
			仙流荘	210 円
		戸台大橋	300 円	400 円
	歌宿	660 円	850 円	950 円
北沢峠	430 円	980 円	1,150 円	1,240 円

1 基準賃率 52 円 10 銭以内

2 指定停留所 なし

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

令和元年 9 月 2 日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

伊那市営バスの運賃及び料金を改定するため、提案するものであります。

平成30年度伊那市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度伊那市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成30年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 30 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30
年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を
付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成30年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 30 年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 30 年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 3 0 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0
年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付
けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 30 年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、平成 30 年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金 289,943,805 円のうち 96,089,658 円を自己資本金に組み入れ、193,854,147 円を減債積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度伊那市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 30 年度伊那市下水道事業会計資本金の額の減少及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 4 項の規定により、平成 30 年度伊那市下水道事業会計資本金 1,972,823,481 円のうち 200,000,000 円を減少し、欠損金に充てることについて、議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度伊那市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 30 年度伊那市自動車運送事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度伊那市自動車運送事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和元年度伊那市一般会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度伊那市一般会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和元年 9 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和元年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和元年 9 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和元年度伊那市介護保険特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度伊那市介護保険特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和元年 9 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和元年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和元年 9 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝